

町県民税、国民健康保険税の申告相談は 2月16日（火）～3月15日（火）です

■忘れずに申告しましょう

平成28年1月1日現在で本町に住んでいる人は、平成27年1月～12月の収入について申告が必要です。

申告しないと、各種証明書が発行できなくなったり、国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなったりする場合があります。

合は、源泉徴収票または支払証明書
・事業所得（営業・農業・不動産）がある場合は、収支計算をしている収支内訳書など（平成26年1月から個人で事業などを行う全ての人は記帳と帳簿の保存が必要です）

合は、源泉徴収票または支払証明書
・事業所得（営業・農業・不動産）がある場合は、収支計算をしている収支内訳書など（平成26年1月から個人で事業などを行う全ての人は記帳と帳簿の保存が必要です）

申告しないと、各種証明書が発行できなくなったり、国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなったりする場合があります。

●準備するもの

合は、源泉徴収票または支払証明書

・生命保険料控除などを受ける場合は、控除証明書
・障害者控除を受ける場合は、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障がい者控除対象者認定書など
・医療費控除を受ける場合は、医療費などの領収書または証明書と記入・計算済みの明細書
・寄附金控除を受ける場合は、証明書や領収書
・所得税の振替納税および還付を受ける場合は、各金融機関の口座番号（本人名義）などの控えと、その通帳に登録している印かん
・税務署が送付した確定申告書など
・株や土地の譲渡、住宅借入金等特別控除、医療費控除の申告をする人は、事前に町税務課または税務署で説明を受け、必要書類をご準備の上、申告してください。

■申告相談の日程など

▼申告期間

2月16日（火）～3月15日（火）
※3月6日（日）は、休日申告を開設します。

▼受付時間

午前9時～午前11時、午後1時～午後4時
※3月6日（日）は午前9時～午前10時30分、午後1時～午後3時

▼会場

町生涯学習センター研修室

▼お問い合わせ先

町税務課

096-234-1112
(内線115)

✉ k9105@town.kosa.lg.jp

熊本東税務署

096-369-5566

■町県民税・国保税の申告相談の日程一覧

日程		行政区名	
		午前	午後
2月	16 火	上早川三区	上早川一区・五区
	17 水	上早川四区	上早川二区
	18 木	中横田	
	19 金	下横田	
	22 月	浅井	東寒野
	23 火	西寒野	
	24 水	岩下一区・二区	上豊内
	25 木	緑町	下豊内
	26 金	大町	仁田子
3月	29 月	有安	横田
	1 火	早川	糸田
	2 水	中早川・北早川	辺場・古閑・八丁・山出
	3 木	吉田	芝原
	4 金	船津	
	6 日	平日に来庁することができない人	
	7 月	麻生原・世持	南三箇
	8 火	津志田	
	9 水	中山	田原・和田内
	10 木	上田口	下田口
	11 金	府領・北原	
	14 月	広瀬・西原・井戸江	上揚
	15 火	谷内・本坂谷・堂ノ原・小鹿・安平	

※2月19日（金）、25日（木）、3月3日（木）は、税理士も相談に応じます。株や土地の売買、消費税の申告や資産税についてのご相談がある人は、ぜひご利用ください（受付は午後3時まで）。

※午前中は特に混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

平成28年度から軽自動車税の税額が改正されます 使用していない車両の廃車や名義変更はお早めに

■軽自動車税の税額が改正されます

税制改正に伴い、平成28年度以降の軽自動車税が引き上げられます。

また、三輪および四輪の軽自動車のうち、新車新規登録から13年を経過した車両に対して税額が通常より重くなる重課税と、排出ガス性能および燃費性の優れた環境負荷の小さい車両については税額が軽くなるグリーン化特例が適用されます。

軽自動車税は、毎年4月1日現在を基準として課税されますので、使用していない車両がありましたらお早めに廃車や名義変更の手続きを行ってください。

■原動機付き自転車、小型特殊自動車、バイク、三輪および四輪の軽自動車の税額（平成28年度）

車種		平成28年度以降の税額
原動機付き自転車	50cc 以下	2,000円
	50cc を超え 90cc 以下	2,000円
	90cc を超え 125cc 以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二輪の軽自動車 (250cc 以下のバイク)		3,600円
二輪の小型自動車 (250cc より大きいバイク)		6,000円

車種			現行税額 (平成15年1月1日から平成27年3月31日までに新車新規登録された車両)	新税額 (平成27年4月1日以降に新車新規登録された車両)	重課税額 (新車新規登録後13年を経過した車両(平成14年以前に新車新規登録された車両))
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※平成27年4月1日以降に新車新規登録された車両は新税額が適用されます。
※平成28年以降の4月1日現在で、新車新規登録された年から13年を経過した車両は重課税額となります。

■三輪および四輪の軽自動車にグリーン化特例が適用されます

平成28年度の課税時に、三輪および四輪の軽自動車に排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、軽自動車税が軽減されます。

●適用条件

平成27年4月1日（水）～平成28年3月31日（木）に新車新規登録された三輪および四輪の軽自動車で、下記の基準を満たす車両

■グリーン化特例が適用される車両条件と軽減額（平成28年度）

適用条件			軽減額
(ア) 電気自動車・天然ガス軽自動車			新税額から約75%軽減
(イ)	乗用	平成32年度燃費基準+20%達成車	新税額から約50%軽減
	貨物用	平成27年度燃費基準+35%達成車	
(ウ)	乗用	平成32年度燃費基準達成車	新税額から約25%軽減
	貨物用	平成27年度燃費基準+15%達成車	

※(イ)・(ウ)については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車、平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★）に限ります。
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。
※詳しい税額については、町公式サイトをご覧ください。

▶お問い合わせ先

町税務課 TEL096-234-1112（内線111） ✉klg105@town.kosa.lg.jp 町公式サイト <http://www.town.kosa.kumamoto.jp/>